

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

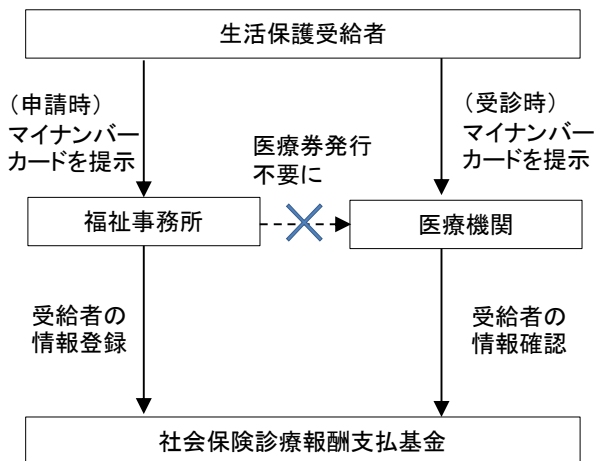
1 改正の理由（背景）

- 生活保護法に基づく事務については、番号法(※)に規定されているため個人番号を利用することができるが、外国人の保護については、生活保護法に準じる事務となっていることから、番号法の適用対象外となっており、外国人の個人番号を利用するためには、地方公共団体が独自に条例で定める必要がある。

※ 「番号法」・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

- 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、生活保護法が改正され、医療扶助においてマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が令和5年度より本格導入されることとなったため、本条例を改正するもの。
- この改正により、福祉事務所が、社会保険診療報酬支払基金に対して個人番号を含む情報の登録を行うことで、保護を受ける外国人が医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを提示すれば、オンラインで医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることが可能となる。

◆マイナンバーカードを活用する仕組み



- 医療券の発行事務は、福祉事務所にとって事務負担感が大きく、導入後は発行事務の軽減が期待される。
- 保険医療機関等は、最新の資格情報をオンラインで確認でき、初診時の入力作業や資格過誤請求等が減少する。
- マイナンバーカードを用いて、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報を閲覧することが出来るようになり、本人が同意をすれば、医療関係者と共有し、より良い医療を受けることが可能となる。

2 改正の概要

- (1) 番号法第9条第2項の規定に基づき、条例で定める事務に次の1事務を追加する。
知事が利用できる事務
生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 施行日 令和5年8月1日

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務を追加するため、滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年滋賀県条例第 61 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法第 9 条第 2 項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務に、知事が利用することができる事務として、「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの」を追加することとします。（別表第 1 関係）
- (2) この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行することとします。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
知事	(1)～(3) 省略 (新設)	知事	(1)～(3) 省略 (4) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて 行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務 であって規則で定めるもの</u>
省略		省略	
別表第2 省略		別表第2 省略	